

自家用有償旅客運送（福祉有償運送）更新登録申請に係る広島市の意見

特定非営利活動法人さわやかけあ広島は、設立当初から、安佐南区の住民を中心に、訪問介護や通所介護サービス等の地域に密着した活動を行なっている。福祉有償運送も、その活動の一貫として実施しており、高齢者など移動が困難な方々の通院や買い物などの運送サービスを行っている。

特定非営利活動法人さわやかけあ広島が行う当該有償運送は、身体的な理由や、アストラムラインの駅やバス停までに坂道が多いという地理的状况から、その利用者にとって日常生活に不可欠な移動手段となっているという実態がある。また、有償運送による移動の際に、介護サービスの利用時と同じ介護者から支えてもらえるという安心感があり、利用者の外出促進にもつながっている。

さらに、当該法人は、平成 18 年 10 月 1 日の運送サービス開始以降、事故や利用者とのトラブルもなく、円滑な運営に努めている。利用者数もほぼ一定しており、既存の公共交通機関への新たな影響も認められない。

こうしたことから、当該申請に係る有償運送については、その運送実態を踏まえ、継続的な実施を認めるべきものとする。

ただし、過去の協議会において、合意に至った条件と同様、特記事項として、運送の区域は、「原則、安佐南区とすること。」とし、運送の対象者が、「安佐南区に在住する者を中心とした構成となっていること。」を条件として附することが適切である。

なお、当該法人については、平成 29 年 8 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までの 3 か月間、介護保険法における地域密着型通所介護事業者に係る指定の一部の効力（利用者の新規受入）の停止処分を受けている。福祉有償運送における法令違反ではないが、高齢者などに対する一環したサービスとして提供されるものであり、改めて法令遵守の徹底を求めたい。

平成 29 年 (2017 年) 7 月 7 日 (金)

健康福祉局介護保険課事業者指導・指定担当

課長：小林、電話：504-2808、内線：4001

介護サービス事業者に対する指定の一部の効力停止処分について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定により、平成 29 年 8 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日までの間、次の事業所の指定の一部の効力（利用者の新規受入）を停止します。

事業所	名 称	さわやかケア広島白樺
	サ ー ビ ス の 種 類	地域密着型通所介護
	所 在 地	安佐南区伴東一丁目 25 番 1 号
	指 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日に通所介護から移行 (直近の指定更新：平成 28 年 11 月 1 日)
事業者	名 称	特定非営利活動法人さわやかケア広島
	代 表 者	代表理事：名雪 キミ子
	所 在 地	安佐南区伴東一丁目 25 番 1 号
処分の概要	処 分 内 容	指定の一部の効力（利用者の新規受入）の停止
	処 分 年 月 日	平成 29 年 7 月 7 日
	一部効力停止の期間	平成 29 年 8 月 1 日から平成 29 年 10 月 31 日まで
	処 分 理 由	不正な手段により指定を受けたこと
	根 拠 規 定	介護保険法第 78 条の 10 第 11 号
	処分の原因となる事実	指定更新申請書の添付書類である、申請月の前月分の勤務実績を示す勤務形態一覧表については、管理者が勤務実績を確認の上、署名しなければならないとしているにも関わらず、次のとおり虚偽の記載であることが認められた。 (1) 利用定員が 10 人を超える指定地域密着型通所介護事業所においては、サービス提供単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる専従の看護職員を確保しなければならないにも関わらず、確保していない日が複数あった。 (2) 看護職員を確保していない日があったにも関わらず、全サービス提供日において看護職員を確保しているかのように装った勤務形態一覧表を作成し、「事実と相違ない。」旨の記載及び署名を行った。 この虚偽の勤務形態一覧表を添付した指定更新申請書を本市に提出し、指定の更新を受けたことは「不正の手段による指定」に該当する。